

高知県木造住宅耐震化促進事業者登録制度要綱

制定 平成19年4月17日

改正 平成22年2月15日

平成23年4月 1日

(目的)

第1条 この要綱は、県民が安心して耐震改修工事を実施できるようにするために、高知県木造住宅耐震化促進事業による設計図書の作成及び工事の施工を行う事業者（以下「登録事業者」という）を登録するために必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「登録事業者」とは、「登録設計事務所」及び「登録工務店」をいう。

- 2 「登録設計事務所」とは、「高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱」（以下「補助金交付要綱」という。）第2条第11号に規定する耐震改修設計を行うため、この要綱に基づき登録された建築士事務所をいう。
- 3 「登録工務店」とは、補助金交付要綱第2条第12号に規定する耐震改修工事を行うため、この要綱に基づき登録された工務店をいう。
- 4 「木造住宅耐震化促進事業」とは、補助金交付要綱第2条第4号に規定する事業をいう。

(登録の効力)

第3条 補助金交付要綱第2条第11号に規定する耐震改修設計は、登録設計事務所のみが受託できるものとする。

- 2 補助金交付要綱第2条第12号に規定する耐震改修工事は登録工務店のみが行えるものとする。

(登録要件)

第4条 登録設計事務所の登録を行うことができる事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 高知県木造住宅耐震診断士が所属する建築士事務所で、建築士法第23条の規定により建築士事務所として登録を受けていること。
 - (2) 県内に本店又は営業所を有する建築士事務所であること。
- 2 登録工務店の登録を行うことができる事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 次に掲げる事項のうちいずれかに該当する工務店であること
 - ア 高知県木造住宅耐震診断士が所属する工務店であること。

イ 高知県木造住宅耐震診断士の所属している建築士事務所と連携して耐震改修工事の施工を自ら行う工務店であること。

(2) 県内に本店又は営業所を有する工務店であること。

(登録の申請)

第5条 登録を行おうとする事業者は、次の申請書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 別記第1号様式による高知県木造住宅耐震化促進事業者登録申請書
- (2) 別記第2号様式による宣誓書

(登録決定)

第6条 知事は、登録を決定したときには、別記第3号様式による高知県木造住宅耐震化促進事業者登録決定通知書により当該事業者に通知するものとする。

(変更の届出)

第7条 登録事業者は、高知県木造住宅耐震化促進事業者登録申請書の内容について変更があったときは、2週間以内に、その旨を別記第4号様式による高知県木造住宅耐震化促進事業者登録事項変更届により知事に届け出なければならない。

(実績の提出)

第8条 登録事業者は、補助金交付要綱第2条第11号及び第12号に規定する耐震改修設計又は耐震改修工事の業務を行った場合は、当該業務を行った翌年度5月末までに別記第5号様式又は別記第6号様式による登録事業者実績書を知事に提出しなければならない。

(登録事業者名簿)

第9条 知事は、別記第7号様式による高知県木造住宅耐震化促進事業者登録名簿を作成し、市町村に送付するとともに、県のホームページ、その他の手段により公表するものとする。

2 前項の名簿には、建築士事務所及び建設業の登録の有無、関連する研修等の受講状況並びに木造住宅耐震化促進事業の実績について掲載するものとする。

(登録事業者の責務)

第10条 登録事業者は、木造住宅耐震化促進事業の事業者であることを自覚し、県民が安心して耐震改修設計又は耐震改修工事を依頼することができるよう、誠意を持って良心的に業務を履行しなければならない。

2 登録事業者は、木造住宅耐震化促進事業の際に知り得た家屋の情報、調査した資料等を他に漏らしてはならない。

3 登録事業者は、知事が別に定める活動指針に従って業務を行うように努めなければな

らない。

(登録の取消し)

第11条 知事は、登録事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 木造住宅耐震化促進事業において、補助金交付要綱に定める所要の耐震性を有さない改修工事を行った場合
- (2) 法令に違反した場合
- (3) 第10条の規定に違反していると認められる場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか特に知事が認める場合

(再登録)

第12条 前条の規定に基づき登録が取り消された事業者は、登録取消しの日から1年間は、再登録を申請することができない。なお、知事が特に認めた場合にはこの限りではない。

2 知事は、登録を取り消された理由に応じ、再度同様の状況を生じるおそれがあると考えられる場合は、再登録を認めないことができる。

(報告等)

第13条 知事は、登録事業者に対して、木造住宅耐震化促進事業の適正な執行を図るために、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要に応じて勧告、助言をすることができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成17年 6月 6日から施行する。

この要綱は、平成19年 4月 17日から施行する。

附則

1 改正前の要綱に基づく登録工務店の登録については、平成20年3月31日以降その効力を失う。

附則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。